~消費者注意情報~

ウェブ会議で勧誘されて高額な契約をしてしまった! ウェブ会議を利用した契約トラブルが増えています ~

令和6年4月12日

相談事例

昨日SNSのアカウントに、ウェブマーケティングのスクールを運営している事業者からダイレクトメッセージ (DM) が届いた。話を聞くだけのつもりで連絡したところ、事業者からウェブ会議に招待されたので参加した。SNSの運用ノウハウ等を教えるオンラインスクールについて説明があり、受講料 50 万円のコースを勧められた。高額なので躊躇したが、分割払いなら月 2 万円で済むと言われ、契約した。しかし、契約書には受講料や具体的な講座内容の記載がなく、分割手数料も高いので解約したい。クーリング・オフはできるか。(20代 女性)

ココに注意!・・・東京都消費生活総合センターからのアドバイス

★ ウェブ会議に参加しても契約は慎重に!

近年、SNSをきっかけに、話を聞くだけのつもりで参加したウェブ会議で、オンラインスクール等の勧誘を受け、高額な契約をしてしまったという相談が増えています。

ウェブ会議は画面越しとはいえ相手と対面しているため、強く 勧誘されると断りにくい雰囲気になりがちです。契約を急かされ ても即断せず、契約内容を十分確認し、自分にとって本当に必要 か、よく考えましょう。 **不要だと感じた場合はきっぱりと断り、 回線を切断する勇気**を持ちましょう。



また、高額な契約の場合、分割払いなら月々の支払いが楽だと勧められることがありますが、 支払期間や手数料、総額などをよく確認した上で、判断することが重要です。

★ ウェブ会議で勧誘された場合は電話勧誘販売に該当し、クーリング・オフが可能です。

事業者からウェブ会議に招待されて勧誘を受けた場合、特定商取引法で定める電話勧誘販売に該当します。解約を希望する場合、契約書面受領後8日以内なら**クーリング・オフが可能です**ので、書面または電磁的書面(メール等)でクーリング・オフを申し出ることができます。また、信販会社等に分割払いを申し込んだ場合は、**信販会社等にも書面で通知**しましょう。

★ 勧誘されたときの記録や契約書などは必ず保存しておきましょう。

トラブルになった場合に備えて、ウェブ会議でのやり取りを録音・録画するなど**勧誘の過程の** 記録を残しておくと良いでしょう。また、契約書などは保存しておくことが大切です。

★ トラブルが生じたら、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

契約の状況によっては、クーリング・オフ期間が過ぎても解約できる場合がありますので、トラブルになったら、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

(参考)

○東京都消費者被害救済委員会「「インフルエンサー養成講座契約に係る紛争」はあっせん解決しました~ SNSやウェブ会議をきっかけにした高額な契約トラブルに注意~」令和6年2月15日 https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/sodan/kyusai/funsou240215.html

<悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください> https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/tsuho/ https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/tsuho/ およっという。 https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/tsuho/ <a href="https://